

高山市人権だより

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地
高山市 市民活動部 生涯学習課
TEL : 0577-35-3155 FAX : 0577-35-3414
E-MAIL : shougaigakushuu@city.takayama.lg.jp

令和7年1月発行

インターネットによる人権侵害について 考えてみましょう

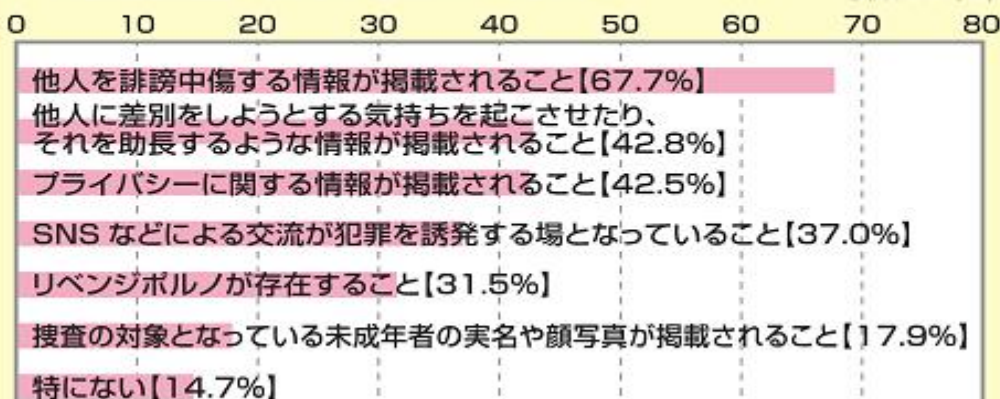
※携帯電話・スマートフォンで過去
発行分の閲覧が可能。こちらから→



近年、高度情報化社会が進展し、手軽に情報の収集・発信ができるスマートフォン、パソコン、携帯電話などによるインターネット利用者数は、急速に増加しています。

そんな中、発信者の匿名性や情報発信の簡易さなどを悪用した誹謗・中傷といったプライバシーの侵害や差別の助長、また「出会い系サイト」による児童買春、過激な暴力シーン、児童ポルノのサイトなどが問題になっています。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)から
あなたが、インターネットに関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、
人権問題だと思ったことはどのようなことですか。 複数回答(%)



インターネットを正しく利用しよう！！

インターネットは私たちの生活の中で、なくてはならない便利なツールになっています。
だれでも簡単に情報を得たり、世界中の人々と交流ができたり、また、掲示板への書き込みやホームページの開設による情報の発信など、さまざまに活用できる反面、使い方によっては“凶器”になりかねません。

画面の向こうには多くの人がいることを意識し、匿名性の高い世界だからこそ、利用者一人ひとりの人権意識が問われます。**インターネットの世界は、人と人をつなぐ公共の場です。**

【プロバイダ責任制限法】

インターネット上などの情報の流通において、権利の侵害が行われた場合に、被害者がプロバイダやサーバの管理者などに対して、**発信者の情報の開示を請求できる権利**やその裁判手続きについて定められています。

まずはご相談ください

みんなの人権110番

☎ 0570-003-110

平日8:30~17:15



友だち追加は
こちらから！

法務局LINEじんけん